

「佐賀市 3 R 推進パートナー」登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、事業者がごみ減量や資源化に関する取り組みを宣言し、市が「佐賀市 3 R 推進パートナー」として登録、広報支援することにより、事業者自らが環境にやさしい行動について考え、取組を行い、循環型社会の構築を推進することを目的とする。

（制度概要）

第2条 ごみ減量に取り組む事業者は、取組内容を宣言することで主体的に活動する。市は、宣言を行った事業者を「佐賀市 3 R 推進パートナー」として登録し、取組内容の広報等により、事業者を支援する。

- 2 登録事業者の中で、特に顕著な取組を行っている者については市で選考を行い、「佐賀市 3 R 推進リーダー」として認定する。

（登録対象）

第3条 登録対象となる事業者は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 佐賀市内に住所を有する事業所、店舗等であること（建物ごとに登録を行う。）
- (2) 事業所から排出されるごみを、許可業者への委託、または市のごみ処理施設への直接搬入などにより適正に処理していること
- (3) 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体、その関係者に該当しないこと
- (4) 法令違反、その他登録するにふさわしくない事実がないこと

（登録の方法）

第4条 登録の方法について、次のとおり定める。

（1）申請

「佐賀市 3 R 推進パートナー」としての登録を希望する事業者は、様式第 1 号を市に提出する。

（2）登録

市は、申請された内容を確認し、「佐賀市 3 R 推進パートナー」として登録を行う。

（3）「佐賀市 3 R 推進リーダー」の認定

市は、登録期間及び宣言内容が一定基準以上で、取組が特に顕著な事業者について、「佐賀市 3 R 推進リーダー」として認定する。なお、認定に必要な要件については別途定める。

（4）取組内容等の報告

市は、「佐賀市 3 R 推進パートナー」として登録された事業者（以下、「登録事業者」という。）に対して、様式第 2 号により取組内容等の報告を求められることができる。

（5）登録内容の変更

登録事業者は、登録内容に変更が生じた場合は、様式第 3 号を市に提出する。

(6) 登録の抹消

登録事業者は、登録の抹消を希望する場合は、様式第4号を市に提出する。

なお、市は登録事業者の所在が不明であることを知った日から、半年を経過する日まで所在が明らかにならない場合には、当該登録を抹消することができる。

また、市は登録事業者が登録の趣旨に反する状態になった場合、登録を抹消することができる。

(登録の有効期間)

第5条 「佐賀市3R推進パートナー」としての登録の有効期間は、市が登録をした日から、前条第6号による登録抹消の日までとする。

(登録事業者の責務)

第6条 登録事業者は、次のとおり責務を負う。

「佐賀市3R推進パートナー」

- (1) 宣言内容を実行し、継続して取り組みを行う。
- (2) 登録内容に変更が生じた場合は、様式第3号を市に提出する。
- (3) 市から取組内容等についての報告を求められた場合、様式第2号を市に提出する。

「佐賀市3R推進リーダー」

- (1) 他の事業者の模範となるべく、取組を継続する。
- (2) 取組内容の紹介について依頼を受けた場合は、可能な範囲で情報提供を行う。

(事務局)

第7条 登録に関する事務局は、佐賀市環境部循環型社会推進課に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則 この要綱は、平成25年7月1日から実施する。